



“紙”で提出いただいている

利用継続届の

オンライン提出が可能です！



子ども・子育て支援法第22条により、保護者の方は、来年度も保育施設等の利用継続を希望される場合は、毎年、保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要となります。

今年度から、スマートフォンやパソコンを使って、オンラインでの提出が可能となりました。

オンライン提出の対象に当てはまる方は、ぜひ、オンラインでの提出をお願いいたします。

★提出受付期間

令和8[2026]年

10月21日(水) → 11月26日(木)

原則は、左記の提出期間内にご提出ください。
やむを得ない事情により、提出期間に間に合わない場合は、
令和8年12月18日(金)まで受付けます。

※12月18日を過ぎた場合は、紙の継続届出書を利用中の
保育施設へご提出ください。

(紙の継続届出書は保育施設からお受け取りください。)

※やむを得ない事情とは、病気やけが、勤務先の都合による
書類発行の遅れなどが該当します。

★オンラインで提出いただけない方



継続届とあわせて移行申込を行う児童がいる世帯

- 移行申込を同時に行う場合は、紙の移行届を利用中の施設に提出いただく必要があるため、オンライン提出の対象外です。
- 紙の継続届出書と移行申込書を利用中の保育施設へご提出くださいますようお願いいたします。
(紙の継続届出書と移行申込書は保育施設からお受け取りください。)
- 移行申込手続きの詳細は、別添「令和9年度から保育施設等の移行を希望される方へ」をご確認ください。

★オンライン提出に必要な添付書類について

保育施設等を利用継続するためには、「保育を必要とすることを証明する書類」の提出が必要です。
提出の際は、必要書類を撮影し、写真データを添付していただきますので、あらかじめ必要書類のご準備をお願いします。

- 必要書類は、別添「保育施設等利用継続のための必要書類について」をご確認ください。
- 保育を必要とすることを証明する書類は、右記二次元コードからダウンロードまたは、保育施設からお受け取りください。



★手続きの流れ

【例】両親ともに被雇用者で児童と3人暮らしの場合

→ 児童と両親の情報を入力し、両親の就労証明書の写真を添付するだけ！ 30分程度で手続き完了です！

step 1



必要書類を
手元に用意 ※

step 2



サイトに
アクセス

step 3

氏名	✓
住所	✓
生年月日	✓

フォームに
入力

step 4



書類の写真を
添付

※必要書類は世帯状況によって異なります。
詳しくはオンライン提出フォームをご確認ください。

詳しい手続き方法は裏面 →

手続き方法

- step 1



必要書類は写真(画像)で提出いただきます。

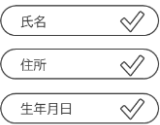
フォームからカメラを起動し直接添付することができますのでお手元に必要書類を用意の上手続きを始めてください。
- step 2



スマホ・タブレットで左の2次元コードを読み取り専用サイトへアクセスしてください。

ブラウザが「プライベートモード」だと一時保存ができないので「通常モード」で開いてください。

<https://logoform.jp/form/3PrJ/1799683>
- step 3



画面の指示に従って必要情報を入力してください。

※家庭状況に変更があり、その変更の届出を提出していない方は、旧情報の入力も必要です。(引越しによる住所変更など)
- step 4

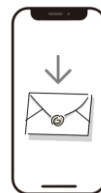


必要書類の写真をフォーム内に添付してください。

添付書類をPDFデータでお持ちの場合は、スクリーンショットで画像にして添付してください。(PDFの提出はできません)

➡ オンライン提出完了後、完了通知メールが届きます。

完了メールが届いていない場合は迷惑メールフォルダをご確認ください。
メールが確認できない場合は、手続き状況について各区役所保育給付課・宮城総合支所保健福祉課にお問合せください。
(システムエラーや通信障害によりオンライン提出が完了できていなかった場合は、恐れ入りますが、再度お手続きいただきます)



Q & A

Q1:対象者は必ずオンラインで提出しなければいけませんか？

A1:紙の届出書による提出を希望される方は、紙で提出いただいても構いません(紙の書類は保育施設よりお受け取りください)。

Q2:利用者登録は必要ですか？

A2:不要です。
他サービスとのアカウント連携なども必要ありません。

Q3:マイナンバーカードは必要ですか？

A3:不要です。

Q4:専用のアプリやソフトウェアなどは必要ですか？

A4:不要です。普段お使いのブラウザで手続き可能です。

Q5:PCからも手続きできますか？

A5:可能です。書類の画像添付が必要になるので、事前にPC内に画像を用意してください。

Q6:手続き内容の一時保存はできますか？

A6:可能ですが、ブラウザが「プライベートモード」の場合は保存ができませんので、「通常モード」で手続きしてください。

お問合せ先

【保育関係手続きの内容や制度について】
仙台市総合コールセンター(022-398-4894)
平日 8:00-20:00
土日祝 8:00-17:00

【提出フォームのエラーについて】
仙台市こども若者局 認定給付課(022-214-8655)
平日 8:30-17:00